

議案第2号

令和5年度さいたま市国民健康保険事業  
特別会計補正予算(第3号)

令和5年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ623,651千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,345,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		24,837,212	△1,500,906	23,336,306
	1 国民健康保険税	24,837,212	△1,500,906	23,336,306
2 国庫支出金		394	3,206	3,600
	1 国庫補助金	394	3,206	3,600
3 県支出金		70,294,123	704,442	70,998,565
	1 県補助金	70,294,122	704,442	70,998,564
5 繰入金		7,892,618	1,588,804	9,481,422
	1 一般会計繰入金	7,644,029	1,588,804	9,232,833
7 諸収入		508,220	△171,895	336,325
	1 延滞金、加算金及び過料	372,543	△171,895	200,648
歳入合計		103,721,374	623,651	104,345,025

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,397,674	△40,978	1,356,696
	1 総務管理費	1,105,674	△24,000	1,081,674
	2 徴税費	290,256	△16,978	273,278
2 保険給付費		69,565,766	664,629	70,230,395
	1 療養諸費	60,797,859	224,012	61,021,871
	2 高額療養費	8,365,019	459,617	8,824,636
	6 傷病手当金	22,000	△19,000	3,000
歳出合計		103,721,374	623,651	104,345,025

第2表

## 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 保健事業費	1 特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業	9,891